

臺灣總督府
臨時情報部

報部

昭和十四年九月二十一日發行
（每月一日、十一日、廿一日發行）

- ★ 地方總選舉に對して島民の自覺を期す
・二見 警務局長
- ★ 郵便年金法改正に就て
・遞信部 保險課
- ★ 南洋放送について
・遞信部 監理課
- ★ 海南島の醫學奉仕より還りて
・臺北帝大醫學專門部
- ★ 銃後援強化週間實施要綱

▽内外情報
◇旬間日誌

九月下旬號

【號四十七第】





建設(天細心)勢揃ひ

九月八日(金)

○高雄港海協成 阿部内閣最初の興亞院會議開催

九月九日(土)

○統後の赤誠献金、八月中で七千七百三十七圓餘 海軍武官府発表 八月中の臺灣貿易移入は昨年より二百七十萬圓増、木材・酒類・鹽・乾魚の増加

旬間日誌

日立つ 一、意國力を擧げて新東亞建設に邁進、阿部首相の時局談表 一、ソ聯の對土關心動き、東歐近東の物情漸次騒然

九月十日(日)

○支那事變第十四回論功賞發表さる 九月十一日(月) ○總督の諮問機關として、臺灣中央實

銀委員會設置 ○全島内務部長會議開催

九月十二日(火)

○全國青少年學徒に賜はりし勅語贈本傳達式、總督府正廳で舉行さる 支那派遣軍總司令部を新設、總司令官に西尾大將、總參謀長に板垣中將親補せらる

九月十三日(水)

○司法保護記念日 内外策を統合集注し、事變完遂を期すべく、阿部内閣政綱政策發表さる

九月十四日(木)

○臺灣日々新報社、第三回皇軍慰問金募集總額十萬五千餘圓を總督府に提出す 一、滿・支向臺灣茶輸出組合創立 一、南洋經濟懇談會 帝都で開催さる 一、税制調査、第六回小委員會開催、懸案の課税試案を附議す

九月十五日(金)

一、首相案議院各派代表を首相官邸に招待、新政綱につき協力方を希望す 一、我國の滿洲國承認七周年記念日

九月十六日(土)

○日比親善に貢献せる臺北水上競技會臺灣代表選手一行歸る 一、臺灣日々新報社主催全島小學校教職員、廣東視察團出發 一、臺灣電力・臺灣鑛業よりの海軍献納機命名式舉行さる 一、廣東支那人小學校女子教員視察團一行離臺 一、滿國境の戦闘、東郷・モロトフ會談で停戦協定成る

九月十七日(日)

○臺灣學校科醫會發會式舉行さる

外國は印 内國は印 内島は印

地方總選舉に對して島民の自覺を期す

二見 警務局長

今秋十一月二十二日を期し全島市會議員、街庄協議會員の第二回總選舉が執り行はるゝこととなつたのであるが、重大なる此の時局下に於て總選舉を行ふことは實に意義深きものがあると思ふ。即ち事變下に於ける國民精神總動員運動の好き試練となり又銃後に於ける舉島總親和の實相を具現すべき絶好の機會である。

曩の第一回市會議員、街庄協議會員の總選舉を始めとし其の後の州會議員の總選舉又は時々行はれたる補缺選舉等の蹟を観るに何れも官民の協力に依り極めて良好な成績を挙げ來つて居るのであつて、本島地方制度の運営上洵に慶賀に堪へない處である。選舉取締方面より觀ても惡質重大なる事犯は少く多くは選舉民の不注意に基因するやに認めらるゝ形式犯罪であつたに過ぎないのである。

抑々地方自治團體の行ふ選舉は今更茲に其の趣旨を述ぶるの要はないのであるが眞に有爲、有能の士を選出し以て地方行政の伸暢に資することにある。従つて選舉民の行使する一票は能く地方團體の進運を左右する貴重なるものであり之が行使は他の何者にも影響せられざる強固なる信念の下に自己の是なりと信ずる者に對して行使せらるべきものである。斯る強き信念あらば假令如何に競争が激甚となるも或は情實に支配され、或は自己の節操を破るといふ

が如きことは絶對にあり得ないこと、確信するのである。

選舉取締規則中にて種々選舉運動の制限を規定したのは此の自由公正なる投票權の行使を保護せんが爲であつて、之を妨ぐる者に對しては警察は斷乎たる取締を加ふるの要があるのである。

更に選舉取締規則中には形式的制限例へば届出義務等を規定してゐるのであるが往々法の不知の爲之に違反するが如きことがあるが斯の如きは洵に遺憾なことである。

故に選舉民は選舉の本義を充分に辨へ取締規則の趣旨を理解し以て明朗公正なる選舉を執行し得る様協力して戴きたい。

候補者、運動員等の運動方法に於ても時節柄、資源尊重の國策に順應して徒に物資の浪費を爲し又は不必要なる奇矯奇激なる方法に出づるが如きことなき様一般の自覺を要望する次第である。

又從來選舉運動の爲の戸別訪問に付ては巷間種々其の可否に關し論議せられ又全島各市會は其の廢止を主張してゐるが本島現下の實情より見れば今直ちに全般的に且又法令を以て之を廢止するといふことは未だ相當考慮の餘地ある問題と思料せられるのである。併し、市會議員の選舉に在りては市會議員候補者等が自肅的に戸別訪問廢止の申合を爲せる場合に於ては當局は之に好意的支持を以て臨むことに此の度方針を決定したので官民協力して此の自肅運動に有終の成果を擧げ得る様期待してゐる次第である。

最後に事變下に於ける五百萬島民の自覺と赤誠の下に時局に相應しき明朗公正なる理想選舉を行ひ得る様呉れ呉れも一般の理解ある御援助を希望して已まない次第である。

郵便年金法改正に就て

逓信部 保険課

はしがき

郵便年金制度は、大正十五年十月一日創始以來今日迄十二箇年餘、極めて順調なる發達をなし現在契約件數四十二萬件、年金額三千四百萬圓に達する盛況を來して居る。

本制度の趣旨は、言ふ迄もなく「自分で買へる恩給」として國民、特に中産階級以下の老後の生活安定を圖るを目的とする一種の保險として創設せられたものであるが、其の後我國における一般社會情勢の變化、殊に今次事變の發生に伴ひ、其の直接の原因に依り死亡せる年金受取人に對し何等かの特別の恩典を與ふるの要あると共に、現下の重要國策たる國民貯蓄の爲にも

一層の機能を總動員せねばならぬ必要に迫られ、茲に郵便年金制度を通し戦時及戦後に於ける國民生活安定に資すべく第七十四議會に於て郵便年金法中改正法律案の協賛を得、本年九月一日より實施のことに今次の改正を見た譯である。

保證期間附終身年金の創設

從來の郵便年金は單に年金受取人の終身間据置年金では支拂開始年齢に達したるとき、即時年金では加入の時から毎年々金の拂を繼續する制度であり、早死の場合元金拋棄の契約では勿論返還金はな、が元金留保の契約でも拂込掛金と支拂年金額との差額を返還されるのみで利子は損失となつたが、今回創設の保證期間

附年金では此の缺點を補正したものである。即ち年金支拂開始後一定の年金支拂保證期間(十五年、二十年、三十年間)内に年金受取人死亡の場合は其の遺族に前と同じ額の年金を繼續して支拂ふと共に、年金支拂開始前に年金受取人死亡又は契約解除の場合には拂込掛金に對し年二分の復利々息を加へ返還するものであり、加入者の保護が一層徹底せられたのである。

一、保證期間附即時終身年金

十五年保證期間附即時終身年金

(六十六歳以上七十五歳迄加入し得)

二十年保證期間附即時終身年金

(四十歳以上六十五歳迄加入し得)

三十年保證期間附即時終身年金

(二十歳以上四十歳未満の寡婦、廢疾者に限り加入し得)

二、保證期間附据置終身年金

五十歳支拂開始二十年保證期間附据置年金

(十二歳以上四十五歳迄加入し得)

五十五歳支拂開始二十年保證期間附据置年金

(十二歳以上五十歳迄加入し得)

六十歳支拂開始二十年保證期間附据置年金

(十二歳以上五十歳迄加入し得)

六十五歳支拂開始二十年保證期間附据置年金

(十二歳以上六十歳迄加入し得)

年金受取人の戦争又は事變に因る死亡の場合に於ける特典

戦争及事變に關する公務に従事することは言ふ迄もなく國家の爲絶體的必要に基くものであつて年金受取人が之等の公務に従事し因つて死亡したる場合、其死亡は國家の爲であるのでこれを一般の死亡と同様に取扱ふことは妥當でないので斯る死亡に對して一種の特典を附與する爲昭和十二年七月七日以後に於て年金受取人が直接戦争又は事變に關する勤務に従事し死亡したときは、其の遺族に次の様な特別返還金を支拂ふことになつた。

イ、返還金を附したる契約の場合

年金受取人の爲に積立た金額から普通死亡の場合に於ける返還金を控除した残額の九割である

ロ、返還金を附せざる契約の場合
年金受取人の爲に積立たる金額の八割であるが
保証期間即時終身年金と年金支拂開始後の保証期間附据置終身年金に於てはその積立金から保証期間内の未拂年金の現價を控除した残額の九割である。

掛金隨時拂制の新設

従來掛金の種類は一時拂、分割拂の二種であるが實際の利用上多少の不便あるを免れざるを以て新に隨時拂と云ふ「有る時拂の催促なしの拂込」の方法を設けたのである。即ち一時的収入のあつた場合及最近に於ける股賑産業関係者等収入の増加せる者の利用にも適する様任意の時に任意の掛金（年金額五圓以上に對する掛金）を拂込んで年金の額を増加し、行けるものである。

六

る。然して隨時拂は据置年金に限るのであつて最初支拂開始種類（五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳）を撰擇せしめ支拂開始年齢に達する迄に相當額の年金に達せしめやうとする制度である。

定期年金の新設

従來の郵便年金は老後の生活安定のみを目的としたが、今次代の國民の人的資源の培養を目的とする子女の教育年金が新設せられたのである。即ち定期年金は年金受取人である子女が中等學校、高等學校、專門學校、又は大學等の入學或はその準備の年齢を考慮し一定の年齢（十二歳、十五歳、十七歳、二十歳）に達した時から五年間或は十年間と云ふ其の教育期間を限つて年金を支拂ふものである。

團體年金の新設

團體郵便年金は勤勞者階級に對する生活安定並貯蓄獎勵上最も有効適切な手段を提供し以て戰時經濟、銃

後國民の厚生に寄與せむが爲幾多の特長と嶄新な工夫を加へ創定せられたる制度にして會社、工場、礦山等の

従事員就中今回の事變に因り所得の増加を享けつゝある所謂股賑産業の職員、勞務者が企業者の理解と援助の下に本制度の集團的利用を爲すことは最も望む所である。

一、團體の構成
團體郵便年金の加入には先づ團體郵便年金組合を組織し組合規約を定める必要がある。即ち會社工場、礦山等の同一の事業主に使用せらるゝ者（同一の官公署又は學校に勤務する者は同一の事業主に使用される者と看做す）の總人數の七割以上にして其の員數十人以上に達する者が各々年金契約の年金受取人となりこの年金受取人並びに年金契約者を以て團體郵便年金組合を構成するのである。

二、團體年金の種類
五十歳支拂開始二十年保証期間附据置終身年金、五十五歳支拂開始二十年保証期間附据置終身年金。
三、加入年齢
最低十二歳、五十歳支拂開始のもの最高四十五歳。五十五歳支拂開始のものは五十歳で

ある。

四、年金額の制限
年金額は一契約者につき年額六百圓以下此の範圍内に於て各自適當の目標年額を定め五十歳又は五十五歳の年金支拂開始期に達するまで順次年金を累増してゆく仕組である。

五、掛金の拂込

一、團體年金の掛金は隨時拂の方法で年金支拂開始に至る迄毎月なり毎年なり各組合に於て適當とする時期に於て組合員の掛金（一回に付三圓以上）を一括して代表者が拂込むのである。
二、團體郵便年金の掛金には割引の特典があつて個人で加入する場合に比較すると同一額の掛金でもこれに對する年金が七分五厘増額されて居る。

ひすび

以上今回改正の要點のみ説明を試みたが今や武力戦と併行して東亞新秩序の創造を目指して邁進しつつある折柄本制度の利用が國民生活の安定、貯蓄の獎勵、將又産業福利の増進に如何に大なる効果を廣らし得るものであるかを再言し朝野識者の協力と理解を希望する次第である。

七

南洋放送について

逓信部 監理課

昭和六年春臺北にも十キロの強力放送局が設けられて島内ラヂオ聴取希望者に福音を齎したが、同時に之は南支南洋方面に進出して居た邦人間でも最もよく聞える母國の聲として絶讃を博した。此の年秋滿洲事變の勃發を見るに及んでラヂオは最大限にその效力を發揮してデマに悩んでゐた海外同胞に輝かしき戰果を誤りなく速報する事が出来た。當時は今も同じく新聞が三週間もかゝつて届く南洋に在在の邦人に取つてラヂオが大歓迎を受けたのは想像に難くない。

然るに翌七年八月支那の南京に七十五キロといふ臺北に較べると遙かに強力な放送局が出現して盛に毎日

排日の放送を行ふ様になつてからは臺北の放送の聴取は南支南洋に於て非常に困難となつて終つた。それからぬか其の翌八年八月新嘉坡在住の日本人は臺灣總督に宛てた嘆願書を寄せ速やかに短波放送を實施して欲しいと申出て來た。蓋し南洋方面では臺灣の放送が最も良好に聞き得られるからであつた。其後各種の都合もあり早急には該希望を容るゝ餘地も無かつた所へ昭和十二年遂に北支事變起り、上海に飛火するに及び臺灣も支那側の電波による挑戦に應へて乗出したのである。時既に南支よりは邦人盡く内地に引揚げ居たるも南洋方面の邦人は噤かし満足であつたと思ふ。之と

同時に英語、北京語、福建語ニュースの放送を開始して支那人のみならず他の外國人に對しても戰況を正しく知らせたのであつた。十三年より廣東語、馬來語によるニュースをも之に加へて一層充實を圖つた。然し南洋各地在留の人達の意見を聞いて歸つた人の報告によればまだ、改善擴充を要する所が多い様だ。之を次に述べる事とする。

先づ現地側の意見として一つの放送電波で盛澤山に英語、支那語、馬來語、國語等を放送するは拙策の譏を逸れぬ。宜しく在留邦人向の日本語、統治者たる白人向の英語、米語、佛語、蘭語及び土着民及び華僑相手の馬來語、タイ語、華僑用支那語等に専用の放送をなし、現在の如く僅かな時間に澤山の語を次から次へと放送して行く方法を考へねばならぬ。之は彼等の理解し得る語が放送される迄譯の解らぬ他國語を仕方なく聞いて居なくてもダイアルさへ廻せば何處からでも意味の解る言葉乃至は面白い音楽が聴かれるからだ。併し之には中々費用を要する。即ちアンテナだけでも

その數だけ増さねばならぬ。只此の解決策として東京、臺灣其他南洋向放送に可能な放送局が一致して各々その分擔を定め全然相異なる語を以て放送する事が考へられる。併し之等海外放送の統制は各地の事情で中々簡單に行かぬらしい。

更に聴取者によれば困苦し報道や講演よりも甘美な音楽の方が喜ばるゝ様になるとしてゐる故レコードでもよいかから輕音楽やダンスミュージック等を聞かせその間隙をねらつて要領よくニュースを挿入して行く方法が喜ばれる。

次に放送時間であるが日本では假令真夜中でも彼の地では時差の關係で戶外運動に樂んでゐる時間だつたりしては折角の苦心も水泡に歸して終ふ。茲にも考慮の餘地がある。

さて話は前後するが南洋に於ける受信機の普及状態はどうかと考へて見ると之は一般土民のとても手が出ない高價な受信機のみが市場に販賣され、爲に一億數千萬の人口を擁し乍らも聴取者は僅か十數萬にしか過

きない現象を示してゐる。茲に低廉な植段で日本製の受信機を持たむとしても熱帯特有の暑氣と濕氣は直ちに故障を起す因となるから南洋に輸出する受信機は木箱に代つてベークライトかエポナイトでないと駄目といふ事になる。コイルもボール紙では濕氣にやられる。ハンダ付けや絶縁は餘程堅固にしないと矢張濕氣にやられ易い。

斯う考へて來ると値段も相當に嵩ばらざるを得ない。殊に地元には後述の如く放送局が存在しないではないが盡く貧弱な爲自然他國の放送を聴く事になるので比較的近距离の日本の放送を聞くにも五球以上の真空管式でなければならず、亂れ飛ぶ短波長を求めて勢ひオールウェーブの受信機が喜ばれ勝である。

次に南洋にある放送局數、聴取者數を調べて見ると
タイ國(暹羅)
政府直營の五百ワット級の小放送局が三局ある
外毎週二回磐谷より十サロの短波放送を試験的に實施。

聴取者は約三萬なるも真空管式なれば聴取料邦價換算にて年額約八圓を徴せられる爲聴取者の約八割迄は無料の鑛石式受信機を使用す。
馬來半島
半島全體で三つの放送局あり、何れも小電力なり。聴取者一萬弱。

蘭領印度

私營にて二十七個の放送機を有す。内譯は十キロ一局、一・五キロ五局にて他は五〇ワットより五〇〇ワット位の小放送局なり。

聴取者 七萬

比律賓

私營にて専ら廣告放送を行ふ。五〇キロ放送機二基を有す。

聴取者登錄數 三萬三千

緬甸

最近中波及び短波を用ひる放送局が政府によつて建設される事になつてゐるが、全國の町村長

に受信機一臺宛無償で與へ英國の傀儡放送のみを聴かせる事になるらしい。目下の所聴取者推定五千。

印度

政府經營の下に七個の放送局が各地に散在するが、小電力放送局だがカルカッタには一・五キロと十キロ各一局が存在する。聴取者は五萬六千。

佛領印度支那

河内と西貢に小さな放送局があるらしいが茲の放送事業も大した事はない。聴取者數不明。

以上の様に大體貧弱だから受信機を備へる様な人は

大抵歐洲本國の海外放送を聞くか他國の短波放送を楽しんでゐる。

一帶に白人は日本の南進策を曲解して白人を追拂はんと企圖してゐる如く考へ、本邦の放送をも聴く事は餘り好まないらしい。同方面の新聞なども日本の放送プログラムの掲載を中々肯んじない様子も見え可成不利な立場にある。併し南洋には尙六百萬に及ぶ華僑が頑張つてゐるのであるから支那事變處理の側面工作として、之等華僑の善導の爲にも對南洋放送は如何なる犠牲を忍んでも有効に實施して行かねばならない。之が爲可能な範圍で其の充實改善を圖り同方面にある人口の一人でも多く聞いて貰はねばならぬ。

海南島の醫學奉仕より還りて

臺北帝大醫學專門部

▽本稿は臺北帝大醫學奉仕團海南島班々長たりし蔡北帝大
附屬醫學專門部教授大村泰男氏の放談講演内容である。

教室の窓より應召者を送る歡呼の聲を聞く度に、學生達は心からなる感謝を捧げると同時に、未だ自分達に時期の到來しないことをもどかしく感じ、脾肉の歎に堪へないものがある様に見受けられるのでした。

今夏臺北帝大醫學部及醫學專門部に於て醫學奉仕團が形成され、廣東及び海南島に向つて防疫診療班を派遣する計畫が臺灣總督府及び帝大當局に於て決定されました時は、學生にとつては自己の學びつゝある専門

の術を以て、皇國の爲、微力なりとも、お役に立つ時こそ來れりと欣喜に堪へざるものがあつたのでした。

廣東班は村上助教授指揮の下に學生二十名を率ひ七月十九日勇躍出發致しました。廣東に於ては軍醫部の指導の下に二名宛一組を形成し、或は防疫事業に、或は衛生状態、例へば住居、食物、飲料水の調査をなす可く、朝早くより煙も直に上り微風さへなき熱地獄の廣東市街を路地の隅から隅まで駆け巡り、各々與へられたる課題を完成して八月二十六日芽出度歸還したのであります。

海南島班には私が参りました學生十名に、帝大附屬醫院の職員及び日赤臺灣支部醫院の職員八名を加へまして七月二十一日征途に着いたのであります。先づ海南島第一の都市にて、見渡す限りの草原の中に、ほつかりと浮び上つた海口市に到着致しました。海口博

愛會に居を定め翌日より職員は海口醫院及び瓊山醫院に於て、各々専門とする科目を選び診療に従事致しました。職員の充實せることが海南迅報なる新聞にも掲載されました。直に一般住民の知る處となり、各科共に患者數も増し活況を呈して來ました。この地海口に



上(左)海口醫院診療の状況、(中)海口博愛會職員に由り、(下)海口博愛會防疫部に由り、臺北帝大醫學奉仕團海南島一行の調査の状況

今年四月より博愛會醫院が施療診療を始めますや、
 狹隘なる診察室は身動きもならぬ程だつたそうで醫療
 宣撫の任務は直に實を結んだのであります。五月よ
 り有料診察も開始され、これ亦、日、一日と、患者が
 増加する様な譯で、日本醫學の眞價が言葉は通ぜずと
 も治療の良經過に依りて知れ涉つて行くのであると思
 ひます。「爲善最樂」と大書してある博愛會醫院の門を
 くぐつて、直に眼につくものは診察室の壁に掲げられ
 てゐる感謝を示す朱塗りの額であります。其の文字は
 「著手成春」とか「再見翫天」とかでありまして、眼科に
 於ける白内障の手術は、十年來二十年來の盲目が一瞬
 にして光の世界が見えて来るのですから、唯々神技と
 思ふのも無理からぬことと思ひます。

すつきりとしたので、其の感謝を表す可く美しい額を
 持参したのであります。

海口に於て觀察された各科の疾患の種類に就きまし
 ては、今の處特に新しい病氣は發見されて居りませ
 ん。臺灣で見る病氣の種類と全く軌を一つにして居
 て、單に多い、少いの問題であります。噂に高い蠍に
 しましても、これに咬れても命を落すことは無く、簡
 單に癒るさうです。私の滞在中には蠍の咬傷は一名も
 見ませんでした。

海南島班の學生は博愛會の防疫部に屬し、軍部の御
 後援を賜りまして、寄生蟲學教室小林助教が指導の
 任に當りました。先づ海口市並に瓊山市の住民を戸別
 訪問して疾病調査をなし、又各種團體に對して、身體
 検査殊に血液中の「マラリア」原蟲を見付け出すこと、
 糞便中の寄生蟲、魚類の寄生蟲、調査等が主なる任務
 でした。以上の検査は今後渡來される人々にとつて、
 如何なる衛生設備をなして迎へる可きか、如何なる注

意の下に生活すべきかを教へる爲めの缺く可からざる
 基礎的調査であります。又海南島住民の安居樂住の爲
 めにも最も感謝さるべき調査と信じます。海口附近に
 は今年の夏は一名の「コレラ」患者も、「ベスト」患者も發
 生して居りません。「チフス」患者も頗る減少して居り
 ます。これこそ博愛會防疫部の豫防注射の功績たこと
 は否定出来ない處であります。

海南島の暑氣は百四十度もあると出發前に聞かされ
 て居りましたので身體が溶けはしないだらうかと考へ
 て居りましたが、博愛會宿舎での生活は全く豫想外で
 遙に雷州半島より海面を傳つて來る微風は海南島に避
 暑に來たのだと洩す程でしたが、而し戸外の暑氣はさ
 ることながら強い明い光線は色眼鏡なくては苦しい程
 でした。この中を毎日東奔西走する學生達の調査の難
 儀は口にこそ出ませんが相當なものでした。出征兵
 士の勞苦を思へばと決心して居ります職員學生は毎日
 の食物に對して、少しも不平を云つて居りませんでし

た。

矢張り、處場所により、それに相應する樂みがある
 ものでして、何々通りの何軒目に日本人の店が出来る
 何屋だらうと噂しながら喜んで居ります。或者は設備
 中の店に入つて、「貴方の店はウドン屋ですか、喫茶店
 ですか何日から開業しますか」と聞いて來て皆に放送
 をして居りました。今晚は隣に「ニュース映畫」が來
 るそうだと朝から一同喜んで居る様は微笑しいもので
 した。

博愛會三亞醫院の診察室の壁に行務指針と題して、
 一、部隊に對する積極的犠牲心の發揮
 一、業務に對して主動先制
 一、日本精神の涵養と其具體化
 一、常に皇國の代表たる自覺と權威の保持
 と大書してあります。私共は海口、三亞、廣東、汕
 頭の四個所の博愛會醫院を見て参りました。そして上
 掲の言葉が何處の博愛會醫院にも該當する「モットー」

諭へられる武人の一面に心を打れました。

又第一線に在る兵士に何等かの事情で連絡が充分取れず、煙草等の配給が遅れると、連絡が悪い為だとは考へずに銃後の國民が不自由して居るのではないだろうかと思ふとの御話、母國に在る者とは比較にならない第一線將士の不自由を眼の前に、まさまざと見せられた私共には有難いと云ふ外に言葉がありませんでした。

某軍醫長は申されました。「諸君は誠に幸福である、臺北帝大にては、内地の大學にて學び得ざる事を學び、それが直に南支の醫療に役に立つ、實に恵れたる立場に在ることを自覺して貰ひ度い」。某軍醫長は海南

島が軍の制壓下に入る以前に、海南島にはどんな病氣があるか、その對策如何は既に考究されてある可きではなかつただらうか、然し今からでも遅くない」と。又某軍醫は「診療班も必要だが、基礎醫學陣が先に來て、未開地を耕して貰ひ度い」と申されました。日本の南端と思つて居た臺灣は今や南支に對する足場であり、據點となりました。其處に聳え立つ臺北帝大の使命も百尺竿頭歩一步を進む可き時機ではないでせうか、考へて居る時ではない、今日からでも實行に移る可き時だと強く印象づけられて九月七日臺北に歸つて参りました。

銃後援強化週間實施要綱

一、趣 旨

銃後援の強化は現下の多難なる國際情勢に處し興亞聖戰の目的を達成するに缺くべからざる事項たるに鑑み茲に銃後援強化週間を設け客年賜はりたる軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體して大に銃後援思想の普及徹底を図り官民協力以て銃後援の完璧を期せんとす。

三、期 間

自昭和十四年十月三日
至昭和十四年十月九日 一週間

四、實施要項

(一) 勅語の奉讀
官公署、學校、各種團體等に於ては朝禮其の他適當なる機會に昭和十三年十月三日内閣總理大臣を召され賜はりたる軍人援護に關する勅語を奉讀して聖旨の

二、主眼事項

戦歿軍人、傷病軍人及出征軍人に對する感謝の念を昂揚し以て傷病軍人、軍人の遺族及家族等に對す

存するところを一層深く服膺すること

(二) 慰靈、祈願及遺烈の顯彰

イ 州縣に於ては本週中今次事變戦歿軍人の慰靈祭を行ふこと

ロ 週間第一日の正午を期し各自在處に於て戦歿軍人の英靈を追悼し傷病軍人の平癒祈願及出征軍人の武運長久祈願を行ふこと

ハ 各自最寄の神社、寺院其の他適當なる場所に於て傷病軍人の平癒祈願及出征軍人の武運長久祈願を行ふこと

ニ 各自戦歿軍人の墓に参拜する等慰靈の誠を捧ぐると共に學校其の他適當なる場所に於

- (一) 戰歿軍人の寫眞又は遺品の展覽等を行ひ以て故人の遺烈を顯彰すること
- (二) 生活支援の徹底
 - 傷痍軍人、軍人の遺族及家族等の就職又は就職後の處遇に遺憾なきを期する爲事業主其他各種産業關係者は當該協議會を開催する等適宜の措置を講じ以て生活支援の徹底を期すること
 - 尙獨立して業を營む者に對しては其の家業の維持繼續を安易ならしむる様益々隣保相扶の實を擧ぐる
- (三) 前線將兵、傷痍軍人、遺族及家族に對する慰安
 - 軍人の遺族及家族の慰安又は懇談會等を開催するの外各自前線
- (四) 將兵及傷痍軍人に對する適當なる慰問の方途を講ずること
- (五) 接遇改善の徹底
 - 各種交通機關又は集會等に於ては傷痍軍人に對する座席讓與の趣旨の徹底を図ると共に劇場、映畫館、湯屋及旅館等に在りては傷痍軍人の精神的優遇を一層徹底する爲適宜の措置を講ずること
- (六) 善行者の表彰
 - イ 傷痍軍人又は其の家族、軍人の遺族或は家族中他の範とするに足る者ある場合は之が表彰を行ふこと
 - ロ 傷痍軍人、軍人の遺族又は家族に對する援護に關し善行者(團體を含む)ある場合は之が表彰を行ふこと
- (七) 青少年に對する趣旨徹底
 - 各學校及青少年團に於ては本週間の趣旨に關し學生、生徒、兒童又は所屬團員に對し訓話を行ふの外學校に在りては各教材に適宜之を取り入れ以て青少年の教化徹底を期すること
- 五、實施上特に留意すべき事項
 - (一) 本週間の實施に際しては日常生活に於ける實踐と修練とを第一義とし單なる一時的と催しに墮することなく永續性を持たしむる様留意すること
 - (二) 各州廳郡市街庄等に於ては地方の實情に即し具體的細目の實施計畫を樹立し其の實效を擧ぐるに努むること

- (三) 官公衙諸機關は本週間の趣旨を積極的に諸般の行政の上に具現する様留意し以て率先協力の實を擧ぐる
- (四) 青少年團、宗教團體、教化團體、經濟團體、婦人團體等各種團體は國民精神總動員支部支會分會と緊密なる連絡の下に本運動の實踐的協力をなす様努むること
- (五) 各種軍事援護團體に在りては相互に連絡を保ち本計畫に即應し各般の有效適切なる方途を講ずること

地方情報

臺南州臨時情報部

國民報貯蓄と金報國運動狀況

七月末日迄の國民報貯蓄成績は次の如くである。

郡市別	組合數	貯蓄額累計	會	文	三	三〇〇八八
臺南	三〇七	七九〇九二四	北	門	元	二六三三四〇
嘉義	三三	五五九四九一	新	營	兒	四八四八六
新豐	一〇	六三三〇〇	嘉	郡	三	五五七九五
新化	二七	三〇三六六	斗	六	二	四〇三二六
			北	港	三	三〇
			東	石	三	四二六二七
			計		二	二六八六二四

金報國運動の七月末日迄の成績は次の如くである。

郡市別	賣却數量	賣却推定價格	累計
臺南	1,299,135	5,110,700	5,110,700
嘉義	87,242	333,700	5,444,400
新豐	10,000	37,700	5,482,100
新化	3,500	13,250	5,495,350
曾文	2,650	10,025	5,505,375
北門	3,600	13,320	5,518,695
新營	3,500	13,250	5,531,945
嘉郡	47,900	180,400	5,712,345
斗六	30,000	112,500	5,824,845
虎尾	40,700	152,650	5,977,495
北港	23,700	89,775	6,067,270
東石	38,800	146,600	6,213,870
計	2,556,600	9,647,700	6,213,870

臺南州保健組合 聯合會の創設

臺南州に於ては時局下州民體位の向上を圖りて人的資源を充足すべく、曩に各警察官吏派出所區域の聯合保甲を以て各派出所區域毎に保健組合を組織し、組合員の自主的活動に依り組合員の健康増進を圖る爲、地方病竝に傳染病の豫防制遏、衛生思想の普及徹底に努め、併せて組合員の衛生諸施設の改善に對する指導獎勵を爲すこととせるが、今回更に各保健組合相互の連絡統制を圖り併せて

臺中州臨時情報部

臺中市銃後援護協會創立總會は九月一日午後二時より公會堂に於て關係官民多數出席の下に開催した、安

詮院市尹は發起人總代として挨拶を述べ協會資金四萬八千餘圓の内譯に付説明後議長となり、協會設立趣意書の審議に入り、原案通り可決確定し、次で吉井稅務課長より協會資金

賦課方法及徴收方法に付説明して後協會々則審議に移りこれ又原案通り可決した、協會役員については協會長は安詮院市尹、副會長は重村助役、野津區長兩氏に決定した。

公民啓發講習會の開催

臺中州に於ては本年度は恰も第二回市街庄協議會選舉に相當する故、特に有権者を中心として、選舉に關する正しき認識の徹底並に代筆者根絶を目標として、左記要項に依り各部落に公民簡易國語講習所を開設し公民啓發の完備を期する事となつた

- 一、入所者 イ、自書不能の有権者
- ロ、公民部員其の他の國語不解者
- 一、講師 主として學校職員其他適當なる人物
- 一、科目 イ、公民科
- ロ、國語科
- 一、其他 1 會期中市郡職員、街庄長、學校長等の課外講演により時局並に選舉に關する認識を深める事
- 2 毎日授業の始終に國歌の教授を行ふこと

青年教育調査の結果

既報の通り臺中州では滿二十歳の本島人に對し身體検査を施行すると共に教育調査を行つたが其の結果の一部を擧げると左の通り

検査人員	九、三四八名	之を學歴別に擧げれば(百分比)
不就學者	二二・七一	
公學校卒業者	四〇・三八	
國語講習所中途退學者	五・四三	
公學校中途退學者	一・二三	
高等科中途退學者	一・二三	
簡易國語講習所終了者	一・九三	
公學校高等科卒業者	三・〇三	
國語講習所修了者	七・八九	
中等學校中途退學者	〇・二〇	
公學校中途退學者	一・六三〇	
實業補習學校卒業者	一・二二	
中等學校以上卒業者	〇・六八	
又之等青年に就き國語理解程度算		

臺灣總督府 國民精神動員本部 推薦

臺灣後美談集

(共料送) 錢〇五費實・付名假號五文本・頁〇五二判六四

臺灣總督府臨時情報部 副部長 木原月次氏序文より

支那事變發生して一年有餘、遂に武漢陥落を以て事變は長期建設の段階に入った。

この間本島に於ても島民は克く時局を認識し殊に民族的特殊事情を克服し、内地人、本島人、高砂族、融和の裡に幾多の美談佳話を織りなせるは欣快の極みである。

今回臺灣後美談集刊行會に於て、本府を始め關係各方面の後援の上に本書を刊行したるは時宜に適應するものと言ふべく、殊に資料の確實と編輯の苦心とは克く美談を永遠に生かし民情を適切に反映せるものと言ふべきであらう。

今や益々後美談の協調を要する秋、殊に地理的にも軍事的にも民族的にも特殊事情に在る本島に就ては全國民より多大の關心が向けられてゐる。この時に當り本島後美談の状況又は民情を窺知すべき好箇の資料として、本書の公にせられたるに對し喜悅を感ずると共に其の努力に對し敬意を表するものである。

發行所 臺灣後美談集刊行會
 發行所 臺北三丁目三番地 野田書房
 北三丁目三番地 野田書房
 北三丁目三番地 野田書房
 北三丁目三番地 野田書房

青年學校の開校

現時の趨勢に鑑み等しく内臺青年に對し育教機關の確立を計り興亞聖

皇民の常識		算術理解程度		國語理解程度	
甲	七・六七	甲	二八・七四	甲	二四・八一
乙	一一・二四	乙	八・四一	乙	二七・〇〇
丙	九・二五	丙	一四・〇八	丙	二七・〇〇
丁	七・八三	丁	四八・七七	丁	三四・八五

ニボツソ界一飛飛行記録

日	飛行機	時間
第一日	東京 札幌	三時間一八分
第二日	東京 札幌	三時間一六分
第三日	東京 札幌	三時間一四分
第四日	東京 札幌	三時間一二分
第五日	東京 札幌	三時間一〇分
第六日	東京 札幌	三時間八分
第七日	東京 札幌	三時間六分
第八日	東京 札幌	三時間四分
第九日	東京 札幌	三時間二分
第十日	東京 札幌	三時間一分
第十一日	東京 札幌	三時間一分
第十二日	東京 札幌	三時間一分
第十三日	東京 札幌	三時間一分
第十四日	東京 札幌	三時間一分
第十五日	東京 札幌	三時間一分
第十六日	東京 札幌	三時間一分
第十七日	東京 札幌	三時間一分
第十八日	東京 札幌	三時間一分
第十九日	東京 札幌	三時間一分
第二十日	東京 札幌	三時間一分

昭和十四年九月十九日印刷
 昭和十四年九月廿一日發行 (月三回發行)

臺灣總督府臨時情報部
 臺北市榮町二丁目十五番地
 印刷人 加藤 豊、吉
 印刷所 小塚本店印刷工場

支那事変

貯蓄債券

一等割増金千五百円

一枚十圓

九月十五日 出賣
勸業銀行 大藏省

郵報

昭和十四年九月二十一日發行

（毎月一日、十一日、廿一日發行）

第七十四號

本書の大きさは國定規格A5判